

ごみ処理機設置事業者に 補助金を交付します

本体価格の3分の2補助
(上限あり)

廃棄
コスト
削減

CO₂
削減

衛生面
の改善

3つのメリット

家庭用のごみ処理機を
事業所で使用する場合
でも、下記の条件を満た
すものは補助金の対象
になります！



対象者

- ①市内に事業所を有するもの
- ②当市に納付すべき市税の滞納がないもの

処理機
対象

生ごみやおむつ等の事業系一般廃棄物を、発酵、加熱、乾燥等の方法により、減量・分解・堆肥化することが可能なもので、減容率80%以上のもの（ディスポーザーを除く）

補助額

ごみ処理機本体の価格（消費税及び地方消費税を除く）に3分の2を乗じて得た額を限度とする
※設置費用は対象外 ※予算の範囲内で決定

問合せ

〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号 豊中市環境部減量計画課
☎06-6858-2279 ✉ genryou@city.toyonaka.osaka.jp



詳細は市ホームページを
ご覧ください

交付手続の主な流れ

交付申込み

ごみ処理機設置補助金交付申込書(様式第1号)

- ・事業計画書(様式第2号)
- ・設置場所の案内図及び配置図
- ・ごみ処理機設置に要する費用が分かる書類等

約2週間

審査・交付決定

ごみ処理機設置補助金交付決定通知書(様式第3号)

設置・完了

ごみ処理機設置完了届(様式第8号)※提出期限**2月末**

- ・ごみ処理機の設置に係る領収書の写し
- ・ごみ処理機の設置状況が分かる写真

約2週間

審査・交付額決定

ごみ処理機設置補助金確定通知書(様式9号)

交付請求

ごみ処理機設置補助金交付請求書

約3週間

補助金の交付

豊
中
市

申
込
者

注意事項

- ごみ処理機を常に良好な状態で維持管理し、設置した日から6年間は継続して使用してください。
- ごみ処理機を設置した日から6年間は、年度ごとに利用状況報告書を提出してください。
- 虚偽の申請や規定に違反した場合、補助金の交付決定を取り消し、また、補助金が交付されているときは返還してもらう場合があります。
- 予算額に達し次第、終了となります。